

第 47 回 芝富士地区まちづくり協議会 議事要旨

(1) 日時

令和 7 年 12 月 16 日 (火) 18 時 30 分～19 時 15 分

(2) 場所

芝富士公民館 1 階ホール

(3) 出欠者 (会員数 6 名)

- ・会 員：6 名
- ・事務局：川口市 市街地整備室 4 名
(株)首都圏総合計画研究所 2 名

(4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 状況報告及び意見交換
 - (1)公園部会について
 - (2)住宅市街地総合整備事業の延伸について
 - (3)その他
- 3) 閉会

【配布資料】

- ・次第
- ・資料 1：状況報告及び意見交換



▲当日の意見交換の様子

(5) 議事概要 (○：協議会会員の発言、→：事務局の発言)

1) 開会

事務局より、開会の挨拶。

2) 状況報告及び意見交換

事務局より「資料1：状況報告及び意見交換」について、資料に基づき説明。

以下のとおり意見交換を行った。

【(1)公園部会について】

○：かまどベンチの使用には、町会と市との協定締結は必要ないか。

→：公園課の話では、協定の締結までは不要とのこと。なお、訓練で使用する際には、防火管理者を定めて公園課へ申請することが必要となる。

○：有事の際に、かまどベンチの使用に関して市の許可は不要か。

→：今後、どの様なかまどベンチを設置するか検討していくが、近年はかまどをベンチから取り外して移動させて使用できるタイプが多いとのことである。かまどを外す鍵が付いているのかは確認する。

○：かまどの取り扱いについては、後々意見の食い違いが起きないように、日常の管理も含めて明確にしておくことが望ましい。

○：鍵で管理するものとしたら、一般の方が使用することは難しいだろう。

→：日常の管理は明確にしておく方が良い。また、事例として他の自治体においては、防災訓練でかまどベンチを使用したところ、土台のコンクリートがひび割れてしまったこともある。日頃から使用することで気付くこともあるだろう。

○：公園部会で検討いただきたいが、地区内の公園は、日中、高齢者のたまり場として機能している一方でベンチが少ない。のんびり三角公園においても、パーゴラに向かい合わせでベンチを配置するなど、対面で配置できないか。

○：細長い敷地のため、通行空間も考慮するとベンチを向かい合わせるの難しいのではないかと考える。

→：公園部会ではこれまで、近隣のコンビニ利用者が当公園を長時間利用しないようにしたい、という意見も出されている。そのようなご意見も踏まえて現在の案となっている。

○：ベンチの設置については提案として受け止めた。

○：昼間は高齢者が多いが、昼過ぎから中学生、それ以降は高校生など、時間帯によって利用者が変わる。また、今後は地区内で球技ができる公園も整備されると良い。

【(2)住宅市街地総合整備事業の延伸について】

○：延伸の期間はどの程度か。

→：現在の状況からすると、最低でも5年以上の延伸が必要と考えている。

○：主要区画道路3号は比較的進んでいると思うが、進捗はいかがか。

→：主要区画道路3号においては、東側1ブロックの区間の整備に向けて11月に工業者を決定し、年明けから工事を始めるように進めている。今年度中には整備完了の予定である。

○：事業期間の延伸は必要だと思うが、5年間で本当に終わるのか。また、終わらせる覚悟があるのか。都合で延びていくことは仕方が無いが、当初10年で予定していた事業をいつまで延ばしていくのか。

→：5年で終われるよう取り組んでいきたい。

○：国から延伸出来ないと言われたら、事業の途中で終了するのか。

- ：今のところ延伸出来ないということは聞いていない。
- ：延伸ありきで進めているのではないか。
- ：限られた人員、予算で進めているところなのでご理解いただきたい。今回の延伸も事業が終わらないので、延伸させていただくというのが理由である。現段階で事業を途中で終了することはない。
- ：延伸を検討するのではなく、計画が完成するまでやると言ってほしい。
- ：住宅市街地総合整備事業における整備計画の推進には、議会の承認が必要か。
- ：事業の予算を扱うのは議会になるが、事業の是非自体を審議会や議会で諮ることはない。
- ：主要区画道路1号の整備はいつ頃か。
- ：沿道の権利者と交渉中であり、継続的に折衝している状況である。
- ：事業の延伸については了承した。一方で、最近では工事の発注など、事業のテンポが落ちていっているように感じる。積極的に進めていく姿勢でお願いしたい。また、今後市長が変わると何か影響はあるのか、
- ：市長が変わることに伴い、市政が大きく変わる例もあるが、現時点では何も判断はできない。

【(3)その他（「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解除予定について）】

- ：道路の拡幅整備が終わらなくても危険密集市街地は解除されるのか。
- ：一とき避難場所まで繋がる避難路の幅員が一定程度確保されていることから避難性が向上したことや、地区計画、準防火地域の指定により不燃化が進んできたことにより、各指標が達成したということである。
- ：消防活動困難区域も同じか。
- ：消防活動困難区域は、幅員6m以上の道路ネットワークから災害時に消防ホースが届かないとされる半径140m以遠の範囲になるが、主要区画道路3号の拡幅が進んだことで解消された。
- ：消防活動困難区域等は解消されるが、道路ネットワークとしては未形成のため、事業は継続していくということである。
- ：道路ネットワークも形成されないと解除されないと思っていた。
- ：老朽建築物解体補助の実績はどの程度か。
- ：これまでの実績は3件あるが、近年の実績はない状況だった。解体については、空家除却補助等、別の補助金で対応できると判断した。空家除却補助は市全域で活用できるものである。
- ：老朽建築物解体補助の対象となる敷地が少なくなってきたとも捉えられる。

3) 閉会

- ・市街地整備室は令和7年9月、第一本庁舎に移転した。それに伴い問合せ先が変更となった。
- ・次回協議会は、令和2月中旬から下旬頃に開催予定である。

以上